

第2回 総合計画策定審議会



平成26年9月24日

議題(1)

瑞穂市第2次総合計画 策定方針について

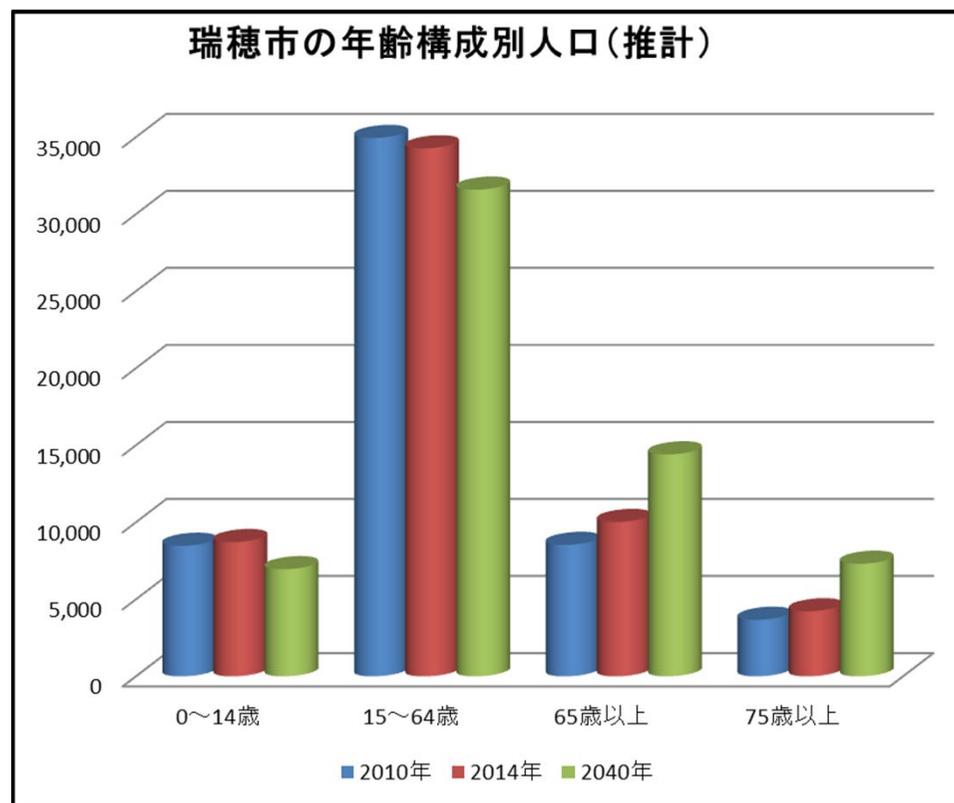
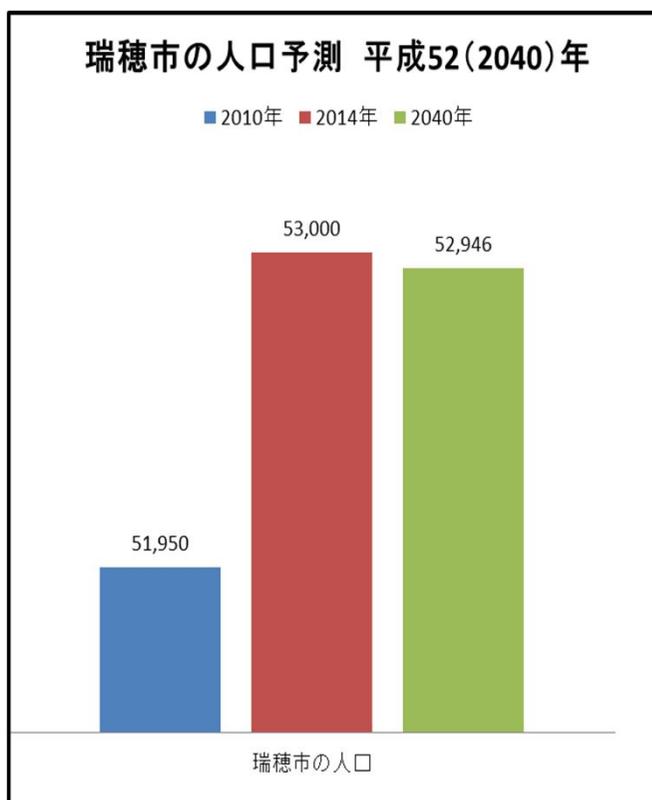
1. 総合計画策定の趣旨

今日の地方自治体を取り巻く社会情勢は、地方分権の進展、少子高齢化による人口減少、地球レベルでの環境問題、高度情報化の進展など時代とともに変化しており、各自治体はこれまで以上に多種多様な社会変化への対応が求められている。さらに、市民と地方自治体の役割の変化により、市民サービスの提供やまちづくりの面において、市民と行政との協働が各自治体の大きなテーマとなっている。

瑞穂市は、将来都市像を「市民参加・協働のまちづくり」と定めた現行の総合計画が平成27年度で終了することから、平成26年度より次期総合計画策定に着手するが、社会情勢や人口増加を続ける市の現状を踏まえ、市民と市がこれからの新しい時代の目標を共有し、信頼関係を構築しながら、本市の地域特性や資源を活かした魅力あるまちづくりを進めるための新たな総合計画の策定を目指す。

策定趣旨のポイント①

社会情勢や人口増加を続ける市の現状



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口(平成25(2013)年3月推計)」

策定趣旨のポイント②

2. 市民と市がこれからの新しい時代の目標を共有

<プロジェクトチームで出た意見>

- 瑞穂市は人口が減らないが、全国的には人口が減る → 財政が厳しくなる → 本当に必要な事業のみ実施し、必要性の低い事業は廃止する
- 瑞穂市はベットタウンである → ベットタウンとして何ができるか → 人口対策が有効 → 子育て支援
- 効果的にインフラを整備したい → 人口密度が高いほうが効率的に整備できる → 人口増を目指す
- 穂積駅があるという利便性を生かしたまちづくり
- 住民の満足度を高めたい→アンケートを実施しニーズをつかみ施策を決める



これからの新しい時代の目標

- ### 3. 本市の地域特性や資源を活かした魅力あるまちづくりを進めるための新たな総合計画

2. 総合計画策定における基本的視点①

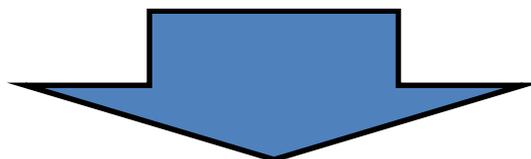
【基本的視点 1】

(1) 市民に分かりやすい計画

市民と行政が課題や方向性を共有し、計画の成果を検証することができるよう、市民の目線に立った、簡素で分かりやすい内容や表現に努め、誰にも分かりやすい計画とする。

【主眼】

- ・市民と行政が課題や方向性を共有すること
- ・計画の成果を検証できること



市民の目線に立った、簡素で分かりやすい内容や表現

2. 総合計画策定における基本的視点②

【基本的視点 2】

(2) 現状を把握した上での計画

現在の市が抱える課題や市民ニーズを的確に捉えると共に、現総合計画との連続性にも配慮し、計画策定の前提条件(人口推計・産業別就業者推計・土地利用計画など)や国・県の関連計画及び市の各種計画を整理した上で計画策定を行う

【課題の捉え方を整理した上での計画策定】

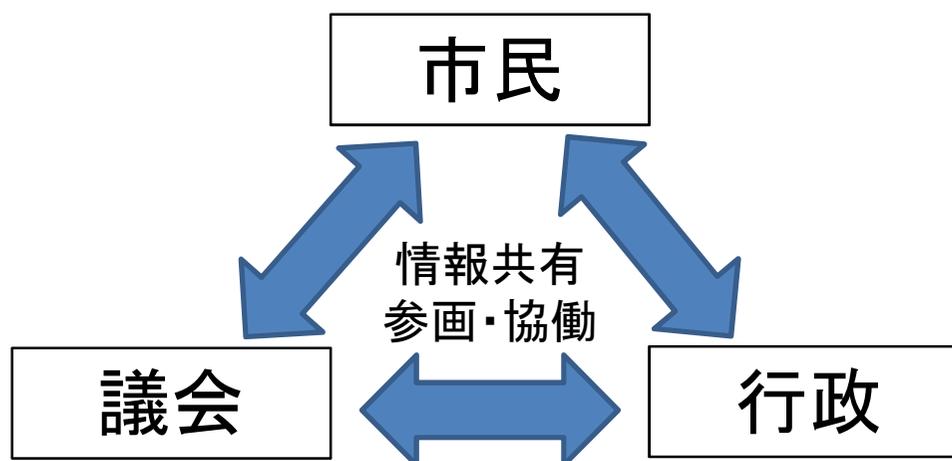
- ・社会が抱える課題 ⇒ 社会ニーズ
- ・行政(国・県)が抱える課題 ⇒ 国家的ニーズ
- ・瑞穂市が抱える問題 ⇒ 行政ニーズ
- ・地域が抱える課題 ⇒ 地域ニーズ
- ・個人が抱える課題 ⇒ 個人ニーズ

2. 総合計画策定における基本的視点③

【基本的視点 3】

(3) 市民、議会、市の協働による計画作り

市民、議会、市が共通の目標を持って力を合わせてまちづくりを行っていくことを前提とし、総合計画策定にあたっては、策定段階から情報提供を十分に行うとともに、市民参加手続をできる限り取り入れることにより、協働による計画作りを進める。



まちづくり基本条例の理念

2. 総合計画策定における基本的視点④

【基本的視点 4】

(4)市の特性・強みを生かした計画づくり

少子高齢化を伴う人口減少社会の中、地理的条件にも恵まれた本市においては、人口増加の傾向を維持している。こうした市の地域特性や資源を最大限に活かし、将来世代につながる持続可能な都市経営を実現するため、市外に住む人が、移住したり、訪れたりする魅力あるまちづくりを進めることができる計画とする。

<プロジェクトチームで出た意見>

- ・生産人口が増加すれば、安定的な税収が見込める。
- ・瑞穂市は地理的好条件に恵まれており、地価も安いのでまだ定住者の増加が見込める。
- ・R21、JR、本巢縦貫道など交通の便が良く、就業者層にとって魅力的な地域である。



将来世代につながる持続可能な都市経営の実現

瑞穂市の人口増加率 及びランキング(全国・市)

年度	全国順位 /1719	市順位 /746	前年度 末人口	現年度 末人口	増減数	増加率
平成24年度	41	18	50,360	52,453	2,093	3.990%
平成23年度	60	21	49,846	50,360	514	1.020%
平成22年度	90	28	49,410	49,846	436	0.874%

参考 人口増加率ランキング(平成24年度 全国)

順位	都道府県	市区町村	増減率
1	群馬	大泉町	14.721%
2	東京都	新宿区	11.080%
3	東京都	港区	9.778%
4	東京都	台東区	8.265%
5	東京都	荒川区	7.996%
6	岐阜県	美濃加茂市	7.827%
7	東京都	豊島区	7.705%
8	東京都	千代田区	7.099%
9	岐阜県	坂祝町	6.818%
10	東京都	中央区	6.303%
11	愛知県	知立市	6.031%
12	東京都	渋谷区	5.793%
13	福岡県	新宮町	5.392%
14	愛知県	高浜市	5.362%
15	静岡県	菊川市	5.332%
16	岐阜県	可児市	5.314%
17	東京都	江東区	5.063%
18	埼玉県	戸田市	5.061%
19	群馬県	伊勢崎市	5.046%
20	茨城県	常総市	5.025%
21	愛知県	小牧市	4.893%
22	東京都	北区	4.721%
23	東京都	墨田区	4.708%
24	北海道	占冠村	4.674%
25	静岡県	湖西市	4.630%

順位	都道府県	市区町村	増減率
26	愛知県	岩倉市	4.558%
27	大阪府	大阪市	4.517%
28	神奈川県	愛川町	4.514%
29	埼玉県	蕨市	4.482%
30	滋賀県	愛荘町	4.392%
31	東京都	文京区	4.328%
32	山梨県	中央市	4.299%
33	山梨県	昭和町	4.174%
34	三重県	川越市	4.143%
35	茨城県	つくば市	4.127%
36	愛知県	豊山町	4.119%
37	沖縄県	与那原町	4.094%
38	埼玉市	川口市	4.036%
39	東京都	中野区	4.044%
40	滋賀県	湖南市	4.027%
41	岐阜県	瑞穂市	3.990%
42	東京都	目黒区	3.825%
43	静岡県	袋井市	3.818%
44	愛知県	長久手市	3.810%
45	愛知県	豊橋市	3.773%
46	神奈川	綾瀬市	3.650%
47	東京都	福生市	3.616%
48	三重県	鈴鹿市	3.601%
49	三重県	木曾岬町	3.547%
50	愛知県	碧南市	3.510%

2. 総合計画策定における基本的視点⑤

(5) 実効性のある総合計画

総花的な総合計画とするのではなく、市を取り巻く状況の変化や厳しい財政状況を考慮し、限りある行政資源を有効かつ効果的に活用するため、「選択と集中」の視点を持ち、基本計画、実施計画と予算との連動性を強め、財政の見通しを踏まえた計画とし、できるだけ分かりやすい具体的な目標値（成果指標）の設定に努め、計画の着実な進捗管理につながる仕組みを構築し、実効性ある計画とする。

【主眼】

1. 総花的な総合計画にしない
2. 厳しい財政状況 ⇒ 限りある行政資源 ⇒ 有効かつ効果的に活用
3. 選択と集中 ⇒ 財政の見通し ⇒ 予算との連動性
4. 目標値（成果指標）設定 ⇒ 着実な進捗管理 ⇒ 実効性

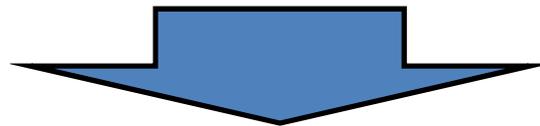
1. 総花的な総合計画にしない

〈これまでの総合計画の問題点〉

総合計画は、まちづくりの最上位計画として地域の目指すべき姿を明確にし、政策・施策・事務事業の全般にわたり網羅的に掲げるものとされてきましたが、それ故に総花的で、総合計画に掲げられる施策や事業の優先順位が明確でない。

【瑞穂市第1次総合計画における性格と役割】

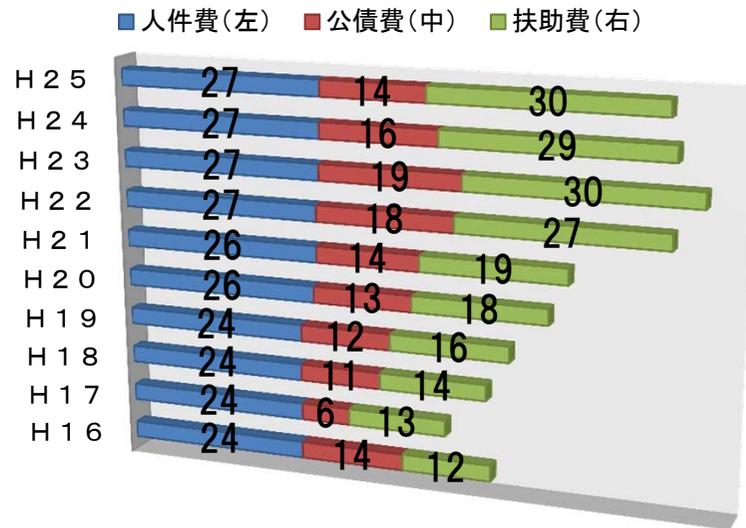
- 市民全体と行政が共有するまちづくりの目標
- 総合的かつ計画的な市政運営のための行政指針
- 国や県、関係機関等に対する瑞穂市の主張



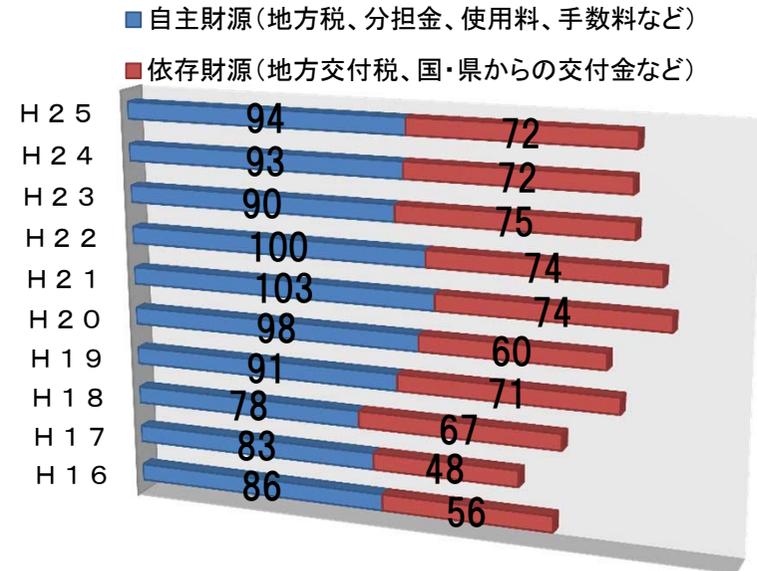
総花的(重点化しない)計画であるため、施策や事業の優先順位が明確でない。⇒ 重点化「選択と集中」

2・厳しい財政状況・限りある行政資源・有効かつ効果的に活用

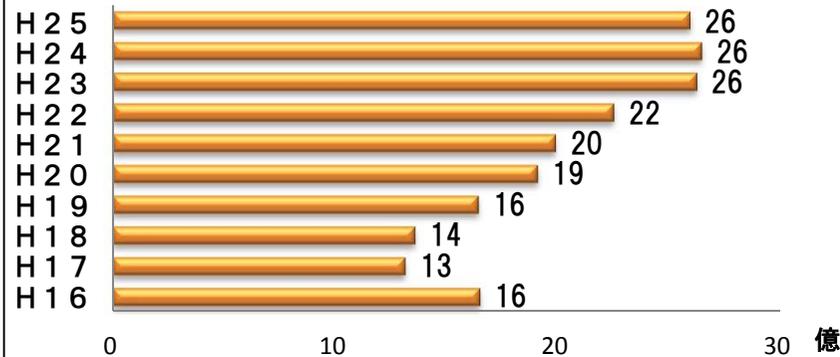
義務的経費の内訳



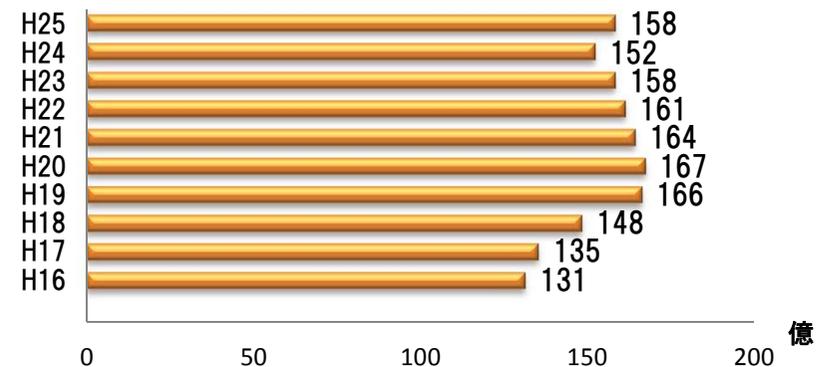
自主財源と依存財源



地方交付税の推移



市債残高の推移(元金)



3・選択と集中・財政の見通し・ 予算との連動性

〈これまでの総合計画の問題点〉

総合計画に掲げた施策や事業に対し、財源の裏付けが明確にされておらず、毎年度の予算への反映など、実行性が担保されていない。

【瑞穂市第1次総合計画では・・・】

- 財政の見通し ⇒ 基本計画に記載なし
- 各施策・事業の経費見通し ⇒ 基本計画に記載なし
- 予算への反映 ⇒ 実施計画(毎年の予算編成のみ)



【新たな総合計画では・・・】

財政の見通し ⇒ 施策・事業の重点化(選択と集中) ⇒
財源の裏付け ⇒ 予算への反映 ⇒ 実効性の担保

4. 目標値(成果指標)設定・着実な進捗管理・実効性

〈これまでの総合計画の問題点〉

進行管理が適切になされていないことから機動的な見直しがなされず、職員や市民にそういった情報の共有がなされていない

【瑞穂市第1次総合計画では・・・】

- 進捗管理 ⇒ 市長マニフェストに対応する部分
- 計画見直し ⇒ 前期5年・後期5年(5年に1回)
- 情報共有 ⇒ 市長マニフェストの達成状況



【新たな総合計画では・・・】

- ・目標値(成果指標)設定 ⇒ いつまでにどれだけやるか
- ・計画見直し ⇒ PDCAサイクルの確立
- ・施策評価 ⇒ 予算編成 ⇒ 予算執行 ⇒ 事業評価 ⇒ 計画見直し
- ・市民との情報共有(計画進捗状況の公表など)

3. 総合計画の構成・期間

第2次総合計画は、

基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成

基本構想・・・市の最上位計画として、市の将来都市像を描き、その実現に向かって市民と市が計画的にまちづくりを進めていくための指針。

計画期間：10年（平成28年度～平成37年度）を基本とする。

基本計画・・・基本構想にある政策の実現の手段である施策を明記したもの。

計画期間：前期5年（平成28年度～平成32年度）、後期5年（平成33年度～平成37年度）とする。

実施計画・・・基本計画にある施策の目的達成の手段である事業を具体的に明記したもの。計画期間：基本計画開始年度に2年間の計画を策定し、社会経済情勢や財政状況の変化・市民ニーズへの対応を考慮して、毎年度見直しを行うローリング方式を採用する。

3. 総合計画の構成・期間

計画・期間	計画の構成	策定のポイント
基本構想 (10年)	目指す市の将来像 (総合的な目標)	重点化
基本計画 (前期5年) (後期5年)	基本構想に掲げる目標の実現に向けた重点施策とその成果(目標)及び財源の見込(目標年次には違いがあり)	目標・成果設定 PDCAサイクル 実効性の確保 財政との連動
実施計画 (2年)	基本計画に係る実施事業2年分(当年+次年)を記載(毎年ローリング)	目標管理(進捗状況) 事業評価(事業の見直し) 予算への反映

議題(2)

公共施設等総合管理計画について

公共施設等総合管理計画の策定要請

平成26年4月22日（総財務第74号総務大臣通知）

総務大臣より各都道府県知事及び各指定都市市長に対し「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が通知された。

<本文>

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、<続く>

早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化(ナショナル・レジデンス)にも資するものです。〈続く〉

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画が」策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村(指定都市を除く。)に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。
(以上)

公共施設等総合管理計画策定指針の概要①

平成26年4月22日(自治財政局財務調査課)

公共施設等総合管理計画の内容

1 所有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- ◆ 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- ◆ 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ◆ 公共施設等の維持管理・更新等に係る長期的な経費やこれらの
経費に充当可能な財源の見込み

2 施設全体の管理に関する基本的な方針

◆ 計画期間

10年以上とすることが望ましい。

◆ 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい。

◆ 現状を踏まえた基本方針

現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載。

◆ バージョンアップ

計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。なお、今後は、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

3 地方財政措置

◆ 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置

(措置率1/2)

◆ 計画に基づく公共施設等の除却について、
地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)
特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債
の充当率 75%(資金手当)

地方債計画計上額 300億円(一般単独事業
(一般)の内数)

公共施設等総合管理計画策定指針の概要②

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

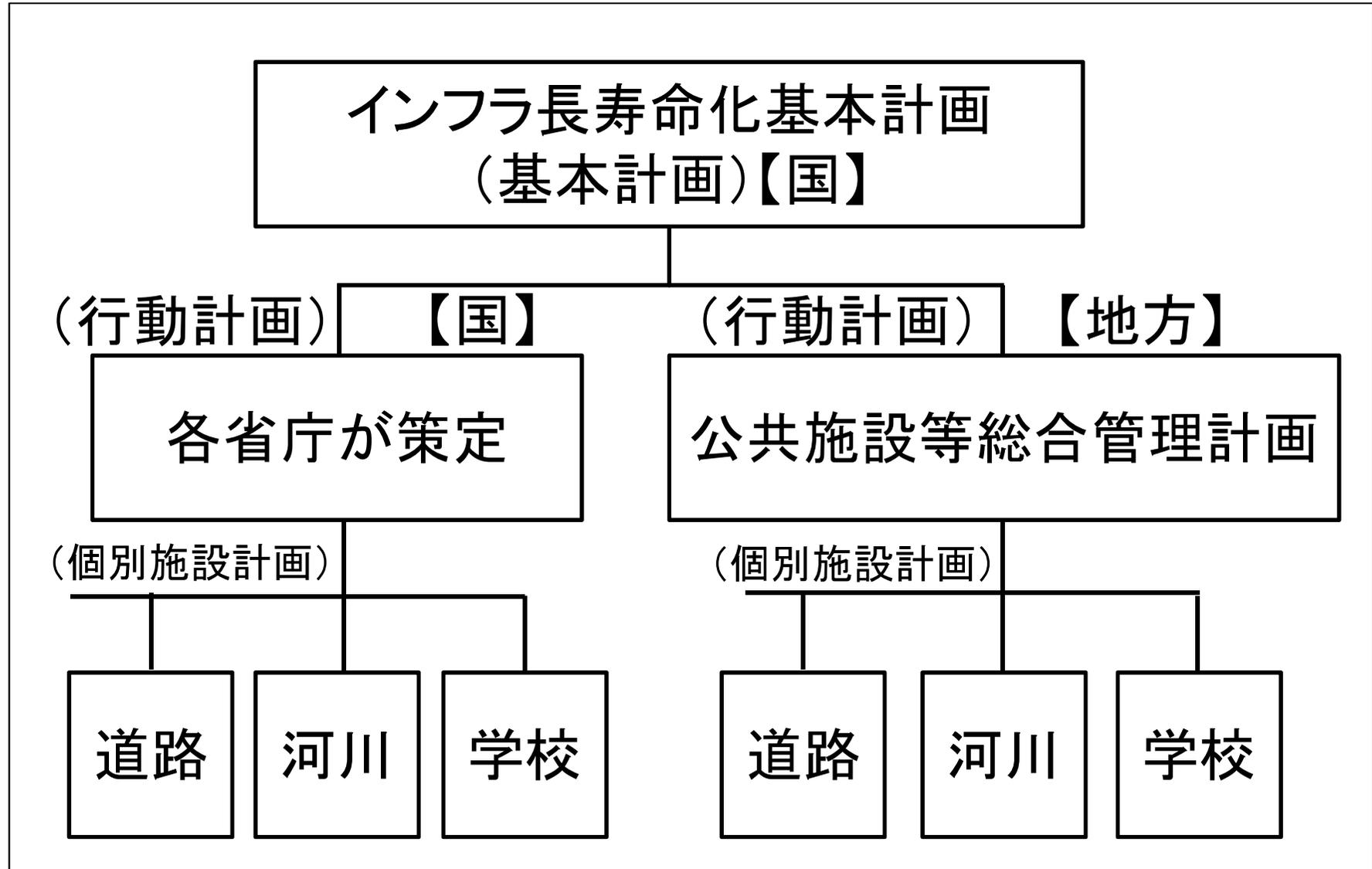
まちづくり

- PPP／PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

インフラ長寿命化計画の体系



公共施設等総合管理計画策定指針の概要③

公共施設等総合管理計画のポイント

1. 10年以上の長期にわたる計画とする。
2. ハコモノに限らず、地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象とする。
3. 更新・統合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載。

総合管理計画に記載すべき事項①

一 公共施設等の状況及び将来の見通し

公共施設等の当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し、課題を客観的に把握分析。

主な分析事項

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の現状
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し(30年程度が望ましい)
- (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

※これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とする。

総合管理計画に記載すべき事項②

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

「公共施設等の現状及び将来の見通し」を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。

主な記載事項

- (1) 計画期間(10年以上)
- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
- (3) 現状や課題に対する基本認識
- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
- (5) フォローアップの実施指針

総合管理計画に記載すべき事項③

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型(道路・学校等)ごとに、その特性を踏まえ、管理に関する基本的な方針を記載。

四 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

計画期間における公共施設等の数や延床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の項目について、管理に関する考え方を記載。

【例】将来の施設整備費を近年と同程度と仮定した場合、持続可能で健全な施設の維持管理には、現在の保有資産量から床面積で約1割程度の削減が必要と試算される。保有資産量を減らしても適切なサービスを提供できるようにするためには、施設毎の機能や利用実態を踏まえて、類似・重複した機能の統合や施設の集約化など、効率的、効果的な整備を図る必要がある。(名古屋市)

総合管理計画に記載すべき事項③

四 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【記載事項】

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ 統合や廃止の推進方針
- ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合管理計画策定にあたっての留意事項

① 行政サービス水準等の検討

- ・あるべき行政サービス水準を検討

② 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

- ・まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態や現状における取組状況に基づき策定
- ・不断の見直しを実施し順次充実

③ 議会や住民との情報共有等

④ 数値目標の設定

- ・計画の実行性を確保するため、目標の定量化に努める。

⑤ PPP/PFIの活用について

⑥ 市区町村域を超えた広域的な検討等について

⑦ 合併団体等の取組について

4. 公共施設等の総合的かつ計画的な 管理の推進について ①

ア. 計画の策定

公共施設等の老朽化対策並びに公共施設等の最適な配置を推進するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)を策定する。

計画策定は、平成26年度より着手するものとし、平成28年度からの運用を目指す。

4. 公共施設等の総合的かつ計画的な 管理の推進について ②

イ. 総合計画における公共施設等総合管理計画の 位置付けについて

総合管理計画は、市の都市基盤(インフラ)すべてに関する管理計画であり、計画策定後のフォローアップ(進捗管理)も求められるため、総合計画における総合管理計画の位置付けについては、当該計画における基本的な方針など、公共施設等の総合的な管理に関する方向性を示す内容について総合計画の中に組み込むものとし、総合計画においてもその方針を明確に位置付けることにより、市の全体計画としての整合性を図るものとする。

4. 公共施設等の総合的かつ計画的な 管理の推進について ③

ウ. 策定に伴う検討

公共施設等の総合的な管理に関する合理的、効率的な検討を進めるため、総合計画の策定に伴う検討と併せて行うものとする。

公共施設総合管理計画の策定に係る市の対応

<対応の概要>

1. 今年度(平成26年度)より、計画策定に着手する。
2. 当面のスケジュールイメージは、概ね以下のとおり。

H26・10頃～
H27・5月

①公共施設白
書の策定

H26・12頃～
H27・8月

②基本方針
あり方検討

H27・10頃

③基本方針
素案決定

H27・10～
H28・3

④各施設の
保全計画策定

- ① 平成26年度においては、市の公共施設施設等の実態を的確に把握するため、施設等の基本情報(ストック情報)及び、運用情報(トータルコスト)についての基礎調査を実施し、それらをまとめた「公共施設白書」を策定する。
- ② 白書等を基に課題・問題点を整理し、基本方針策定に係る公共施設等あり方等について検討を行う。(白書策定前においてもできる範囲で現状把握を行い議論を進める)
- ③ 基本方針については、総合計画とリンクさせ策定し、その中身を総合計画に盛り込む。
- ④ 総合管理計画の策定は、平成26年度～平成28年度の3年間で完了する。